池袋労基協ニュース

第428号

2026
9・17

発行 一般社団法人 池袋労働基準協会
TEL. 03-3988-6344　FAX. 03-3988-6366
http://www.ikerokyo.or.jp/　e-mail:office@ikerokyo.or.jp
〒170-0014　東京都豊島区池袋1丁目8番8号

― 令和８年度　全国労働衛生週間の実施について―

スローガン「ひとりひとりが貴重な人材 心も体も健やかに みんな生き生き健康職場」

令和８年度全国労働衛生週間は１０月１日から１０月７日までを本週間（９月１日から９月３０日までを準備期間）とし、取り組みを展開します。全国労働衛生週間の趣旨は以下のとおり示されておりますので、各事業場におかれましては、積極的な取り組みをお願いいたします。

令和８年度全国労働衛生週間実施要綱（抜粋）

＊　趣　旨

全国労働衛生週間は、昭和２５年の第１回実施以来、今年で第７７回を迎えます。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところです。

労働者の健康をめぐる状況を見ると、高齢化の進行等の就業構造の変化により、一般健康診断の有所見率が上昇を続けており、何らかの疾病を抱えながら働いている労働者が増加しているほか、女性の就業率の上昇とともに、働く女性の健康問題への対応も課題となっています。加えて、過労死等の労災支給決定件数は年々増加傾向にあり、精神障害による労災支給決定件数が過去最多になるなど、過重労働による健康障害の防止対策、小規模事業場を含めたメンタルヘルス対策の推進が必要となっています。業務上疾病は引き続き高い発生件数で推移しており、気候変動、高齢化等を背景に熱中症や腰痛等の発生が増加している傾向にあります。また、政府において、「攻めの予防医療」の推進のため、職域においても、労働者の健康の保持増進措置（安衛法第６９条）の枠組を活用し、疾病の早期発見・早期治療の取組を進めるための検討も行われています。

さらに、令和６年度から全面施行されている化学物質の自律的管理の定着・推進に向けた取組を引き続き進めていく必要があります。

目　　次

❖令和８年度　全国労働衛生週間の実施について …… 1～2
❖池袋労働基準監督署からのお知らせ …… 3～6
　― 令和7年度における過労死等の労災補償状況（東京労働局分）
　― 9月は「職場の健康診断実施強化月間」です
　― 令和8年10月1日からの東京都最低賃金額について
❖ハローワーク池袋からのお知らせ「共育プロジェクト」…… 7
❖講習会等･協会行事実施報告と計画 …… 8

こうした状況を踏まえ、あらゆる労働者が心身ともに健康に働き続けることができるよう今年度は、

「ひとりひとりが貴重な人材 心も体も健やかに みんな生き生き健康職場」

をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図り、的確な労働衛生管理はもとより、女性の健康への対応、メンタルヘルス対策、治療と仕事の両立支援、高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくり等の総合的な推進を図ることとします。

池袋労働基準監督署からのお知らせ

令和７年度における過労死等の労災補償状況（東京労働局分）

東京労働局（局長 増田 嗣郎）は、令和７年度中に行われた管下１８労働基準監督署（支署）における過労死等（脳・心臓疾患及び精神障害事案）に係る労災請求・支給決定件数を取りまとめました。その概要は、次のとおりです。

① 脳・心臓疾患の請求件数は増加、支給決定件数は減少。
- 請求件数は２３４件であり、前年度に比べ７６件（４８.１％）増
- 支給決定件数は３８件であり、前年度に比べ６件（１３.６％）減

② 精神障害事案の請求件数は増加、支給決定件数も増加。
- 請求件数は１,１２１件であり、前年度に比べ３５８件（４６.９％）増
- 支給決定件数は１５０件であり、前年度に比べ６件（４.２％）増

（支給決定件数等は、以下のとおりです。）

1 脳・心臓疾患の労災補償状況

区分	年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
脳・心臓疾患	請求件数	158 (25)	158 (29)	234 (41)
	決定件数	75 (14)	136 (16)	159 (27)
	うち支給決定件数	14 (1)	44 (2)	38 (4)
	認定率	18.7 (7.1)%	32.4 (12.5)%	23.9 (14.8)%

2 精神障害等の労災補償状況

区分	年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
精神障害	請求件数	758 (408)	763 (426)	1121 (577)
	決定件数	433 (242)	782 (427)	875 (458)
	うち支給決定件数	117 (65)	144 (71)	150 (68)
	認定率	27.0 (26.9)%	18.4 (16.6)%	17.1 (14.8)%
うち自殺	請求件数	32 (7)	28 (4)	40 (11)
	決定件数	15 (1)	41 (8)	38 (5)
	うち支給決定件数	9 (1)	13 (2)	13 (1)
	認定率	60.0 (100.0)%	31.7 (25.0)%	34.2 (20.0)%

注１決定件数は当該年度内に業務上又は業務外の決定を行った件数で、当該年度以前に請求のあったものを含む。
２ 支給決定件数は、決定件数のうち「業務上」と認定した件数である。
３ 認定率は支給決定件数を決定件数で除した数である。
４( )内は女性の数で内数である。
５自殺は未遂を含む件数である。

東京労働局における過労死等の防止に向けた取組

１　生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む事業者等の支援
生産性を高めながら労働時間の短縮等に取り組む中小企業・小規模事業者に対して助成を行う。

２　長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害を防止するための取組
ア　時間外・休日労働時間数が１か月当たり８０時間を超えていると考えられる事業場や長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対して、監督指導を実施する。
イ　長時間労働を行わせた場合、医師による面接指導の実施等について指導、周知啓発等を行い、脳・心臓疾患等の健康障害を発生させない職場づくりの促進を図る。

３　メンタルヘルス対策の取組
ア　厚生労働省の長時間労働削減推進本部による平成28年12月26日の「過労死等ゼロ」緊急対策等を踏まえ、精神障害の労災認定があった事業場に対して個別指導を実施する。
　また、傘下事業場において、概ね３年程度内の期間に、精神障害に関する労災認定が複数行われた場合、企業本社に対して、全社的な過労死等防止の取組について指導を行う。
　メンタルヘルス対策に係る企業や事業場への個別指導等の際、**「パワーハラスメント対策導入マニュアル」**等を活用し、対策の必要性、予防・解決のために必要な取組等について指導を行う。
イ　**「メンタルヘルス指針」及び「ストレスチェック指針」**等の周知徹底を図るとともに、これらに基づく指導を実施する。
ウ　**「東京産業保健総合支援センター」**のメンタルヘルス対策促進員による訪問指導の活用促進を図る。
エ　メンタルヘルスに関するポータルサイト**「こころの耳」**の利用促進を図る。

◆ 新規会員事業場のご案内（令和８年７月）◆

事業場名	所在地	事業内容
株式会社　水質管理センター	豊島区巣鴨2-4-13	水道設備

事業者の皆さまへ

9月は「職場の健康診断実施強化月間」です

「健康診断及び事後措置の実施の徹底」、「医療保険者との連携」及び「女性の健康課題に関する理解の促進」等をお願いします

健康診断及び事後措置の実施の徹底

■ 健康診断の実施、有所見者に対する医師からの意見聴取、医師の意見を勘案した必要な事後措置の実施は、全て労働安全衛生法に基づく事業者の義務です。

一般的に小規模事業場での実施率が低くなっています。事業場の規模にかかわらず、労働者の健康管理を適切に講ずるため、事後措置の実施まで徹底してください。

健康診断の実施

○健康診断を実施した後は、その結果を労働者に通知するとともに、事業者もその結果を保存しなければなりません。

健康診断結果の通知
健康診断結果の記録

○有所見者に対する医師からの意見聴取を徹底しましょう。

健康診断結果についての医師からの意見聴取

○事後措置は、医師の意見を勘案し、必要があると認めるときに、労働者の実情を考慮して、必要な措置（就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮等）を実施しましょう。

健康診断実施後の措置

○事後措置を講ずるに当たっては「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」をご確認ください。

健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針はこちら

＜地域産業保健センターのご案内＞

地域産業保健センターでは、労働者数50人未満の小規模事業場への支援として、産業医・保健師を配置し、**健診結果についての医師からの意見聴取、長時間労働者・高ストレス者に対する面接指導、産業医等の事業場訪問による保健指導、労働者の健康に係る各種相談**などの対応をしていますので、ぜひご活用ください。

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare　**都道府県労働局・労働基準監督署**

医療保険者との連携

■ 医療保険者※1から健康診断の結果を求められた際の提供にご協力ください。

○保険者は、高齢者医療確保法に基づき特定健康診査・特定保健指導を、健康保険法に基づき保健事業を実施し、労働者の予防・健康づくりに取り組んでいます。

○これらの取組が着実に進められるよう、保険者から労働者の健康診断結果を求められた場合は、その写しを提供することが事業者に義務づけられていますので、健康診断結果の提供への協力をよろしくお願いします。※法律に基づく提供の場合は、第三者提供に係る本人同意は不要です。

○厚生労働省では、コラボヘルス※2等の労働者の健康保持増進のための取組に要した費用に対し、エイジフレンドリー補助金で一部補助を行っています。積極的にご活用ください。

※１：協会けんぽ、健保組合、市町村国保、国保組合、共済組合等を指します。
※２：医療保険者と事業者が積極的に連携し、明確な役割分担と良好な職場環境のもと、労働者の予防・健康づくりを効果的・効率的に実行すること。

エイジフレンドリー補助金のご案内はこちら⇒

女性の健康課題に関する理解の促進

■ 女性の健康課題に関する労働者の理解の促進や具体的な相談対応に努めましょう。

○一般健康診断における問診票に女性特有の健康課題に関する質問が追加されました。※3※4
○「女性特有の健康課題に関する問診を活用した女性の健康管理支援実施マニュアル～事業者向け～」を活用して、女性特有の健康課題に関して困っている労働者に対する相談等対応、女性の健康課題に関する理解促進のための研修、職場環境改善の取組を進めてください。

※３：【女性の健康問診の位置づけ】女性の健康問診の目的は、事業者に義務付けられているものではなく、女性自身の健康状態への気づきを促し、必要に応じて労働者が医療機関へアクセスできるよう支援することにあります。 また、女性の健康問診の回答は健診機関から事業者に直接提供されることはありません。
※４：令和8年４月28日付け基発0428第14号・保発0428第８号「「定期健康診断等及び特定健康診査等の実施に係る事業者と保険者の連携・協力事項について」の一部改正について」

女性特有の健康課題に関する問診を活用した女性の健康管理支援実施マニュアルはこちら⇒

「職場の健康診断実施強化月間」の実施に関する協力依頼について（項目のみ抜粋）
令和８年８月21日付け基安発0821第２号

【重点事項】
（１）一般健康診断
　ア 一般健康診断の実施、医師からの意見聴取及び事後措置等の実施の徹底
　イ 一般健康診断結果の記録の保存、労働基準監督署への報告の徹底
　ウ 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
　エ 小規模事業場における留意事項
　オ 地域保健との連携（コラボヘルス）
　カ 外国人労働者に関する留意事項
　キ 派遣労働者の健康診断
　ク 個人事業者等に関する留意事項
（２）ストレスチェック制度の適切な実施等
（３）健康保持増進措置等の適切な実施
　ア 事業場における労働者の健康保持増進のための指針に基づく措置
　イ 職場におけるがん検診の推進
　ウ 女性の健康課題に関する理解の促進
　エ 口腔の健康の保持増進
　オ 眼科検診等の実施の推進
（４）職場環境に起因する疾病の防止の推進
　ア 騒音障害防止のための取組の推進
　イ 職場における感染症に関する理解と取組の促進
（５）治療と仕事の両立支援の周知

※本月間に係る通知本文をご参照するにはこちらをご覧ください。⇒

R８.８

豊島区、板橋区、練馬区で
お勤めの皆様・事業場を経営される皆様へ！



東京都最低賃金は 令和8年１０月1日 から

時間額 1,280 円

前年比 54円 UP↗

最低賃金制度とは？

- **東京都最低賃金（地域別最低賃金）は、セーフティネットとして、東京都内で働くすべての労働者に適用されます。**
- **パートタイマー、アルバイト、臨時、嘱託などの雇用形態の別なく適用。**

池袋労働基準監督署公式キャラクター　といばねくん



最低賃金を引き上げるための支援策は？

- **厚生労働省等では、最低賃金引き上げを支援するための制度をご用意しております。**
- **支援制度の一覧を東京労働局ホームページに掲載しておりますので二次元バーコードからご覧ください。**

「賃上げ」支援助成金
パッケージはこちら →

厚生労働省ＨＰ　東京労働局ＨＰ

※「賃上げ」支援助成金パッケージに掲載の助成金のポイントを簡単にまとめています。
※ 事業主さまが賃上げに伴って行われる取り組みや、賃上げの対象となる従業員の特徴などを基に、事業主さまの目的に合った助成金をお探しください。

詳しくは　東京働き方改革推進センター　☎0120-232-865　へ！

東京労働局

○最低賃金に関するお問い合わせは
東京労働局賃金課最低賃金係(☎03-3512-1614)
または最寄りの労働基準監督署へ
豊島区、板橋区、練馬区の事業場に係る相談は
池袋労働基準監督署へ

池袋労働基準監督署
〒171-8502
東京都豊島区池袋4-30-20
豊島合同庁舎
☎　(03)3971-1257

ハローワーク池袋からのお知らせ

共育（トモイク）プロジェクト

職場も家庭も、脱ワンオペ。

共育（トモイク）プロジェクトは、職場も家庭も、誰かひとりが負担を抱え込む「ワンオペ」から脱却し、
みんなで「共に育てる」に取り組める社会を目指す、厚生労働省の広報事業です。
公式サイトでは、仕事と家庭を両立しやすい職場環境の整備や、各家庭における最適な家事・育児分担などを考える上での
ヒントとしてご活用いただけるコンテンツを発信しています。

若年層における仕事と育児の両立に関する意識調査

66.6% 若年層の約7割が、企業選びの際に「仕事とプライベートの両立」を意識しています。



74.4% 若年社会人の74.4％が、理想の働き方の実現は仕事へのモチベーション向上につながると回答しています。



ワークライフバランスの充実は、人材確保・定着・職場満足度の向上につながる重要なポイントです。

企業ですぐに活用できる4つのコンテンツ

1 企業版両親学級



従業員が安心して仕事と育児を両立できる環境づくりのための4つの動画・テキスト教材＆マニュアルを掲載。教材はすべて自由に利用・配布可能です。

2 好事例集



男性の育休取得促進や家事・育児分担を考える機会の提供、業務の属人化解消、チームワーク向上など、共育て・両立支援に取り組む企業の事例を紹介。

3 研修資料



経営層・人事担当者向けおよび管理職向けに、共育の視点で企業が直面する課題や法改正のポイント、企業で実践できる具体的なアクションを紹介。

4 トモイクシート



大切な人と家事・育児の分担を話し合い、最適な協力体制を作るためのツールです。現状の「見える化」を通じて心の負担も共有し、お互いが納得できる理想のカタチをを探ります。

共育（トモイク）プロジェクト公式サイト

「共育（トモイク）プロジェクト」に関する
活動の様子や最新情報はこちら！

共育（トモイク）プロジェクト 検索
https://tomoiku.mhlw.go.jp

メールマガジン 月に1回「トモイクプレス」を配信中！
共育（トモイク）関連イベントの情報や、育児と仕事の両立や子育てに役立つ情報をいちはやくお届けします。

公式 Youtube 共育プロジェクト公式 Youtube 配信中！
共育（トモイク）プロジェクトで開催したセミナーのアーカイブ動画やイベントの模様を配信しています。

公式 X 共育プロジェクト公式 X 毎週投稿中！
共働き・共育てに役立つ情報を随時発信しています。
まだフォローしていない方はこちらからどうぞ！

今後の主な日程

日　時 (開始時間は予定)	行　事	会　場　等
9月29日(火)10:20～	産業保健フォーラム IN TOKYO 2026	きゅりあん大ホール
10月15日(木)	事業場見学会（定員締切）	理研ビタミン草加工場　劇団四季鑑賞
10月26日(月)14:30～	事業部会	池袋協会会議室
10月27日(火)14:30～	総務部会	池袋協会会議室
11月9日(月)14:30～	第2回正副会長会議･理事会	としま区民センター
11月12日(木)	第4回池労協ゴルフコンペ ＊	森林公園ゴルフ倶楽部
11月27日(金)13:30～	練馬･豊島･板橋地区 年末年始労働災害防止大会＊	としま区民センター多目的ホール

＊印:リーフレット同封

講習会等・協会行事実施報告と計画

当協会主催講習会等についての内容、お申し込みは同封のご案内か当協会ホームページをご覧ください。
他地区協会との共催講習会の内容、お申し込みは当協会ホームページをご覧ください。
なお、講習会等については中止となることもありますので、ホームページをご覧になるか、事務局までお尋ねください。

2026年（令和8年）4月～2027年(令和9年）３月講習会等実施計画（予定）

＜池袋協会主催講習会等＞	2026年(令和8年)									2027年(令和9年)		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
新入社員安全衛生教育等講習会	9日											
労働行政運営方針説明会		26日										
労働法セミナー						30日						
全国安全週間説明会			5日									
全国労働衛生週間説明会						7日						
地区年末年始労働災害防止推進大会								27日				
人事労務・労働保険担当者法令実務説明会												未定
安全衛生推進者養成講習		19･20日				15･16日					25･26日	
安全管理者選任時研修			23･24日				29･30日					16･17日
衛生推進者養成講習				17日			6日				4日	
労務人事担当者基礎講習（渋谷幹事）						4･11日						
労務管理講習会「過労死等の防止対策」（三田幹事）							6日					
労務管理講習「労働関係法」（三田幹事）							28日					
健康づくりセミナー（渋谷幹事）								11日				

協会ホームページ　http://www.ikerokyo.or.jp/

講習会等申込書、入会申込書をダウンロードできます。 講習会等のご案内については、随時更新いたします。